

第1章 人権施策推進プラン策定にあたって

1. 人権施策推進プラン策定の背景 (P.1)
 - (1) 国際的な人権保障の取組
 - (2) 国内における人権の取組
 - (3) 大阪府における人権の取組
 - (4) 岸和田市における人権の取組
2. 人権施策推進プランの位置づけ (P.4)
3. 人権施策推進プランの期間 (P.5)

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年

1期 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度の5年

2期 令和9(2027)年度～令和13(2031)年度の5年

※1期の最終年(2026年)に見直しを行う

第2章 人権施策の現状と課題

1. 岸和田市の取組の現状と課題 (P.6)
 - (1) 各人権課題に関する取組
 - (2) 施設管理上の対応
 - (3) すべての課に共通した課題
2. 「人権問題に関する市民意識調査」結果から見た課題 (P.12)
 - (1) 調査の概要
 - (2) 調査結果と課題
 - ① 若い人たちの人権意識
 - ② 権利理解と人権意識
 - ③ 当事者自身の人権意識
 - ④ 性的マイノリティとの接触程度と人権意識
3. 人権尊重のまちづくりに関するアンケートから見た課題 (P.17)
 - (1) 市民協議会アンケート調査結果
 - (2) 市民団体アンケート調査結果
4. 近年の社会情勢から見た施策の課題 (P.27)
 - (1) 人権をめぐる状況
 - (2) 社会情勢の変化に基づく課題
 - (3) 持続可能な開発目標(SDGs)と人権
 - (4) 地域の特性による課題

第3章 基本理念と基本方針

- (1) 本市の人権についての考え方 (P.31)

人権とは

一人ひとりが生まれながらに持っている固有の権利。すべての人々が生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利

人権文化とは

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することが当たり前のこととして定着している

人権を学ぶことは

「差別する側に立たない」「差別を傍観しない」「誤解や偏見を批判する力をつける」ということ

人権行政とは

憲法が保障する基本的人権を住民一人ひとりの暮らしの中に実現していくことが行政に課せられた役割であり、すべての施策を人権尊重の視点から推進して行く必要がある。自治体行政は人権行政そのもの
- (2) 基本理念 (P.31)
 - 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
 - 誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造
- (3) 基本方針 (P.32)
 - 人権尊重のまちづくり

一人ひとりが権利主体であることを理解し、人権問題を自らの課題として考え、行動することができる社会をめざします。
 - 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重しあいながら、自らの個性を發揮し、自分らしい生き方ができる社会をめざします。
 - 多様な人々が共生するまちづくり

多様な個性や価値観、文化を持つ人々が、それぞれの違いを認め、尊重しあいながら、共生する社会をめざします。
 - 人権を担う様々なステークホルダーとの協働と連携

社会を構成する個人、家庭、地域、学校、企業、市民団体などと、協働・連携します。
 - 総合的な人権行政の推進

基本理念を踏まえ、総合的な施策を推進します。

第4章 人権施策の基本方向(共通課題)

1. 人権教育と啓発の推進 (P.32)
 - 私たちがめざす人権尊重の社会は、誰もが自らを価値ある人間として誇ることができ、個性や能力を十分に發揮しながら、自分らしい暮らしを営むことができる共生社会です。地域に暮らす人々が互いの多様性を認めあい、「心のバリアフリー」を推進し、様々なマイノリティに対する偏見や差別を解消するための人権教育及び啓発を推進します。
 - 教育と啓発の推進にあたっては、人権問題についての「学び」に留まらず、参加型学習を取り入れるなど、新たな「気づき」と「差別を許さない」という行動変容につながっていくことを重視します。
 - 人権問題の解決には、一人ひとりがその問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、正しく行動する必要があります。人権尊重は人々のたゆまない努力によって達成されるため、人権を学ぶ機会を継続して提供します。
 - (1) 人権教育の推進

あらゆる場での人権教育／すべての人の自立や自己実現をめざす人権教育／地域社会における人権教育・学習の充実・振興／熱意ある指導者の育成
 - (2) 人権啓発の推進

「親しみやすさ」を重視した啓発／身近で継続的な啓発／団体や地域との協働による啓発
2. 相談体制の充実 (P.34)

様々な困りごとに対応する相談窓口の充実と連携を図ります。女性や子ども、高齢者、障害のある人などの固有の困りごとの対応のほか、重層的な支援を必要とする人の対応が円滑にできるよう、担当者のスキル向上に努めます。また、専門機関や関係機関、当事者団体などと協働・連携することにより、効果的かつ効率的な相談支援をめざします。

 - (1) 身近に感じられるものに
 - (2) フレキシブルな対応のために
3. 多様なステークホルダーとの協働・連携の推進

身近な地域で、互いの多様性を認め合い、誰もが個性や能力を發揮し自分らしい暮らしをするには、地域活動への参加と住民相互のエンパワメント、自己実現が大切です。
4. 人権問題の把握 (P.35)

庁内各部署、関係機関・団体との協働と連携など、様々な手段を駆使しながら、人権問題を把握する仕組みを構築します。

 - (1) 庁内各部署の連携
 - (2) 関係機関・団体との連携
 - (3) 市民意識調査の実施

第5章 取り組むべき主要課題と実施施策

- 人権全般に関わる施策 (P.36)
1. 女性の人権 (P.37)
 - (1) 岸和田市における現状
 - (2) 施策の方針
 - (3) 今後の取組
 2. 子どもの人権 (P.41)
 3. 高齢者の人権 (P.45)
 4. 障害のある人の人権 (P.48)
 5. 被差別部落(同和地区)出身者の人権 (P.52)
 6. 地域で暮らす外国籍の人の人権 (P.55)
 7. HIVや新型コロナウイルス感染症など様々なウイルスの感染者の人権 (P.58)
 8. ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権 (P.59)
 9. 刑を終えて出所した人の人権 (P.61)
 10. 犯罪被害者の人権 (P.63)
 11. インターネットを悪用した人権侵害 (P.64)
 12. 北朝鮮当局による人権侵害問題 (P.66)
 13. ホームレスの人の人権 (P.67)
 14. 性的マイノリティ(少数者)の人権 (P.69)
 15. 労働者をめぐる人権 (P.72)
 16. 当事者の家族の人権 (P.74)
 17. 様々な人権問題 (P.75)

第6章 計画の推進

1. 推進体制 (P.76)
 - (1) 人権行政を担う職員の養成
 - (2) 庁内体制の整備
 - ① 岸和田市人権施策推進本部
 - ② 岸和田市人権施策推進本部実務者会議
 - (3) 市民の意見の把握
 - (4) 各種団体との協働・連携
 - (5) 行政機関との連携
 - (6) 人権尊重のまちづくり審議会
2. 進行管理 (P.77)
 - (1) PDCAサイクルによる進行管理
 - (2) 3つの評価
 - ① 市民評価(市民人権意識調査)
 - ② 団体評価(団体アンケート、ヒアリング)
 - ③ 自己評価